



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 136 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 1
- 137 道路の位置の指定 (都市政策課) 1

○ 人事委員会告示

- 3 令和7年度和歌山県職員採用試験実施計画 2
- 4 令和7年度第1回和歌山県警察官A採用試験の実施 4
- 5 令和7年度和歌山県職員採用I種試験（早期募集枠）の実施 8

○ 監査公表

- 監査公表第1号 12
- 監査公表第2号 13
- 監査公表第3号 15

告 示

和歌山県告示第136号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和7年2月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

市屋5地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	那智勝浦町	市屋	中地	647番2	
2号	〃	〃	〃	東地	564番1	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	〃	〃	
5号	〃	〃	〃	〃	564番1地先	道路敷
6号	〃	〃	〃	中地	648番2	
7号	〃	〃	〃	〃	〃	
8号	〃	〃	〃	〃	〃	
9号	〃	〃	〃	〃	647番2	

和歌山県告示第137号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年2月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3693	田辺市下三栖字前代1199番1の一部	田辺市上秋津1582番地 株式会社タマイ 代表取締役 玉井公康	令和 7.2.7	6.00	38.40

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

令和7年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

令和7年2月25日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

1 試験日程

試験名		試験案内の 配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次 試験日
早期募集枠 (大学卒業程度)		令和7年2月25日	令和7年3月3日～ 令和7年3月21日	令和7年4月2日～ 令和7年4月13日	令和7年5月中旬～ 下旬	
資格免許職 (早期募集枠と同日実施)						
I 種 (大学卒業程度)		令和7年4月15日 予定	令和7年4月18日～ 令和7年5月16日	令和7年6月15日	令和7年7月上旬～ 8月上旬 ※	
社 会 人 (大学卒業程度)						
資格免許職 (I種と同日実施)						
II 種 (短大卒業程度)		令和7年7月8日 予定	令和7年7月22日～ 令和7年8月22日	令和7年9月28日	令和7年10月下旬	
III 種 (高校卒業程度)						
資格免許職 (II種・III種と同日実施)						
第1回 警察官A	男性	令和7年2月25日	令和7年3月3日～ 令和7年4月11日	令和7年5月10日	令和7年6月上旬	令和7年 7月上旬
	女性					
第2回 警察官A	男性	令和7年6月13日 予定	令和7年7月1日～ 令和7年8月15日	令和7年9月20日	令和7年10月中旬	令和7年 11月中旬
	女性					
警 察 官 B	男性					
	女性					
障 害 者 対 象		令和7年8月1日 予定	令和7年9月1日～ 令和7年9月19日	令和7年10月19日	令和7年11月中旬	
第1回育休任期付		令和7年5月9日 予定	令和7年5月19日～ 令和7年6月6日	令和7年6月29日	令和7年7月下旬	
第2回育休任期付		令和7年12月2日 予定	令和7年12月5日～ 令和8年1月5日	令和8年1月18日	令和8年2月上旬	

※ I 種及び資格免許職は7月上旬～下旬

2 受験資格

試験名	受験資格	
早期募集枠	次のアからエまでのいずれかの要件を満たす人 ア 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人（イに該当する人を除く。） イ 電気職及び機械職においては、平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 ウ 平成16年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。エにおいて同じ。）又は高等専門学校を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人（エに該当する人を除く。） エ 一般行政職においては、平成16年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人	
I 種	次のアからエまでのいずれかの要件を満たす人 ア 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人（イに該当する人を除く。） イ 一般行政職、土木職、農業工学職及び林学職においては、平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 ウ 平成16年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。エにおいて同じ。）又は高等専門学校を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人（エに該当する人を除く。） エ 一般行政職、学校事務職及び警察事務職においては、平成16年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人	
社 会 人	昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人	
II 種	平成13年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人（大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人を除く。）	
III 種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 平成13年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人（大学（短期大学を除く。）における在学期間が令和8年3月末日現在で通算して2年を超える人又は大学の3年次に編入学した人を除く。）（イに該当する人を除く。） イ 土木職及び農業土木職においては、平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人（大学（短期大学を含む。）における在学期間が令和8年3月末日現在で通算して2年以上となる人又は高等専門学校を卒業した人若しくは当該高等専門学校における在学期間が同日現在で通算して5年以上となる人を除く。）	
資格免許職	昭和61年4月2日以降に生まれた人	
警察官A	男性	平成5年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人
	女性	
警察官B	男性	平成5年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、上記「警察官A」の受験資格に該当しない人
	女性	
障害者対象	平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人で、次のア及びイの要件を満たす人 ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人 イ 和歌山県内に居住している人（就学等のため一時的に県外に居住している人を含む。）	

3 試験地

試験名	第1次試験	第2次試験（第3次試験を含む。）
早期募集枠	テストセンター会場を設ける都道府県	和歌山市
資格免許職 (早期募集枠と同日実施)		
I 種	和歌山市、田辺市、東京都	
社 会 人		
資格免許職 (I種と同日実施)		
II 種	和歌山市、田辺市、新宮市	
III 種		

資格免許職 (Ⅱ種・Ⅲ種と同日実施)		
警察官A	男性	和歌山市、田辺市
	女性	
警察官B	男性	和歌山市、田辺市、新宮市
	女性	
障害者対象		和歌山市
育休任期付		

4 その他

- (1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、試験ごとに要綱を定める。
なお、この計画は都合により変更する場合がある。
- (2) 育休任期付職員採用試験の第1次試験については、募集する試験区分により、和歌山市のほか、田辺市又は新宮市で試験を実施する場合がある。
- (3) この計画に定める試験以外の試験の実施日程については、未定である。

和歌山県人事委員会告示第4号

令和7年度第1回和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

令和7年2月25日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

令和7年度第1回和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	職務内容
警察官A	男性	33人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持
	女性	18人程度	

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。

試験区分	学歴・資格等		年齢及び性別
警察官A	男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法に規定する短期大学を除く。）を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人	平成5年4月2日以降に生まれた男性
	女性	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	平成5年4月2日以降に生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験することができない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

注 受験資格について不明な点がある場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和7年5月10日（土）	和歌山市 田辺市	令和7年5月21日（水）午後3時に和歌山県警察のホームページに掲載する。

第2次試験	令和7年6月4日（水）及び、同月5日（木）又は同月6日（金）のうち和歌山県警察本部が指定する1日の計2日	和歌山市	令和7年6月17日（火）午後3時に和歌山県警察のホームページに掲載する。
第3次試験	令和7年7月3日（木）又は同月4日（金）のうち、和歌山県人事委員会が指定する1日	和歌山市	令和7年7月17日（木）午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。

注 上記の試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
基礎能力試験 (択一式1時間) ※1	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語
資格加点 ※2		別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者の第1次試験の得点に加点する。
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。基礎能力試験の内容は、大学卒業程度で行う。

※2 資格加点については、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も高い点数のもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については公益財団法人全日本剣道連盟（令和2年9月15日までの間においては一般財団法人全日本剣道連盟）から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学（英語）	・ 実用英語技能検定1級 ・ TOEIC 900点以上 ・ TOEFL (iBT) 101点以上 ・ TOEFL (PBT) 607点以上 ・ TOEFL (CBT) 253点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上	50点
	・ 実用英語技能検定準1級 ・ TOEIC 700点以上900点未満 ・ TOEFL (iBT) 76点以上101点未満 ・ TOEFL (PBT) 540点以上607点未満 ・ TOEFL (CBT) 207点以上253点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験B級	40点
	・ 実用英語技能検定2級 ・ TOEIC 500点以上700点未満 ・ TOEFL (iBT) 52点以上76点未満 ・ TOEFL (PBT) 470点以上540点未満 ・ TOEFL (CBT) 150点以上207点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験C級	30点

情報処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験 ・データベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・システム監査技術者試験 ・応用情報技術者試験 ・情報セキュリティスペシャリスト試験 ・情報処理安全確保支援士試験 ・システムアナリスト試験 ・アプリケーションエンジニア試験 ・ソフトウェア開発技術者試験 ・テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験 ・テクニカルエンジニア(データベース)試験 ・テクニカルエンジニア(システム管理)試験 ・テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験 ・テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験 ・情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・上級システムアドミニストレータ試験 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本情報技術者試験 ・情報セキュリティマネジメント試験 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ITパスポート試験 ・初級システムアドミニストレータ試験 	30点
	<ul style="list-style-type: none"> ・日商簿記検定1級 	50点
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・日商簿記検定2級 	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験(立幅跳び、腕立伏臥腕屈伸、反復横跳び及び往復持久走)
論文試験 (1時間30分)	200点 ※	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査(胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無及び聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

※ 論文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に令和6年度の論文のテーマを掲載する。

(第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準
視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

第1次試験の合格者は第1次試験の総合得点順に決定し、第2次試験の合格者は第2次試験の総合得点順に決定する。第3次試験の合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、基礎能力試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県警察本部ホームページの「採用情報」欄にある「試験情報」を選択し、「令和7年度第1回和歌山県警察官A採用試験」の電子申請サービスを選択して画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和7年4月3日（木）までに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和7年3月3日（月）午前10時から同年4月11日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

なお、最終合格者数は、最終合格発表後の辞退者等を考慮して採用予定人員よりも多く決定する場合があるため、最終合格者のうち採用待機者とされた人は採用されない場合がある。また、警察官に必要な適格性を欠くことが明らかとなったときにおいても、採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

警察官Aの試験区分で受験した者のうち、大学卒業見込みで受験した者は、令和8年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

採用時期は、卒業見込み者については令和8年4月以降、既卒者については令和7年10月以降の予定である。

(2) 警察官Aで採用された者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料等の月額は、264,390円（令和6年4月1日現在において大学卒業の学歴を有する者であ

って、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。）で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇任

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間	情報提供の実施機関
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間	和歌山県警察本部
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位		
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位並びに第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位		和歌山県人事委員会事務局

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

(1) 和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 和歌山県警察本部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110

ファクシミリ番号 073-423-0560

メールアドレス e8003003@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県人事委員会告示第5号

令和7年度和歌山県職員採用I種試験（早期募集枠）を次の要綱により実施する。

令和7年2月25日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和7年度和歌山県職員採用I種試験(早期募集枠)要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容	
一般行政職	50人程度	知事部局又は教育委員会等における事務	
技術系 職 種	土木職	15人程度	知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務
	農業工学職	6人程度	知事部局等における農業農村整備事業の施工監理等の業務
	電気職	3人程度	知事部局等における電気設備等の施工監理及び保守管理等の業務
	機械職	1人程度	知事部局等における機械設備等の施工監理及び保守管理等の業務
	林学職	6人程度	知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務

2 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。

試験区分	受験資格
一般行政職	次のいずれかに該当する人 ア 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 イ 平成16年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(同法に規定する短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人
技術系 職 種	土木職、農業工学職、林学職 次のいずれかに該当する人 ア 平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 イ 平成16年4月2日以降に生まれた人で、大学又は学校教育法に規定する高等専門学校(以下「高等専門学校」という。)を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人
	電気職、機械職 次のいずれかに該当する人 ア 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 イ 平成16年4月2日以降に生まれた人で、大学又は高等専門学校を卒業した人又は令和8年3月末日までに卒業見込みの人 ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験することができない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人

ウ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和7年4月2日(水)から同月13日(日)までの間で受験者が選択する1日	受験者が選択するテストセンター会場の所在地	令和7年4月25日(金)に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	一般行政職 (論文試験及び面接試験①) 令和7年5月17日(土)又は同月18日(日)のいずれか指定する1日 (面接試験②) 令和7年5月24日(土)又は同月25日(日)のいずれか指定する1日	和歌山市	令和7年6月3日(火)に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
	技術系職種 (論文試験及び面接試験(専門)及び面接試験)		

	令和7年5月17日(土)から同月20日(火)までの間で指定する1日	
--	-----------------------------------	--

(注) 試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験(択一式) ※1	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 (出題分野) 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)	1時間30分
	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接(2回) 自己紹介書に基づくプレゼンテーションを含む。	

※ 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(2) 技術系職種

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験(択一式) ※	400点	前記(1)の第1次試験の基礎能力試験と同内容	1時間
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
第2次試験	論文試験	200点	前記(1)の第2次試験の論文試験と同内容	1時間30分
	面接試験(専門)	600点	試験区分に応じた専門性確認シートに基づく専門的知識及び能力についての個別面接	
	面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接	

※ 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は第1次試験の得点順に決定し、最終合格者は第2次試験の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和7年度和歌山県職員採用I種試験(早期募集枠)、資格免許職職員(社会福祉士)採用試験(早期募集枠)」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

また、技術系職種においては、申し込む際には、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「試験情報」から「試験区分」のページへ移動し、当該ページの「大学卒業程度の方」を選択し、「各種様式」に掲載している「専門性確認シート」の様式をダウンロードし、作成した上で、画面上の指示に従って登録すること。

申込みが到達した場合は、「送信完了」メールを自動送信する。「送信完了」メールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」メールを送信する。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和7年3月11日（火）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和7年3月3日（月）午前10時から同月21日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 第1次試験の予約

(2) の受付期間が終了した後、申し込みの際に申込者が登録した電子メールアドレスに、受験番号並びに第1次試験を受験するために必要なID及びパスワードが記載されたメールを送信する。当該メールを受信した後、速やかに受験を希望する試験日及びテストセンター会場に係る予約を行うこと。

なお、各試験日の各テストセンター会場において、それぞれの当該予約数が定員に達した場合には、申込者が希望する試験日又はテストセンター会場に係る予約を行うことができないおそれがある。

(4) 第2次試験

第1次試験の合格者は、(3) のメールの内容の全てをA4サイズの紙面に印刷し、第2次試験当日に試験会場に持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和8年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和8年4月1日より前に採用される場合がある。

なお、最終合格者数は、最終合格発表後の辞退者等を考慮して職種によっては採用予定人員よりも多く決定する場合があるため、最終合格者のうち採用待機者とされた人は採用されない場合がある。

(2) 採用時の給料等の月額は、236,880円（令和6年4月1日現在において、一般行政職にあつては大学卒業程度、技術系職種にあつては大学又は高等専門学校卒業程度の学歴を有する者であつて、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

この試験については、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、一般行政職については、点字受験が可能であるので、同様に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の順位並びに第2次試験の総合得	

	点及び総合順位	後3時から1か月間
--	---------	-----------

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 郵便番号 640-8585
 電話番号 073-441-3763
 ファクシミリ番号 073-433-4085
 メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

令和6年12月13日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月25日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
 和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 那賀振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和6年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿において、申請者が移動方法等の変更等を行わず、所属においても一部管理が不十分であったことにより、旅費が過支給となっている事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 超過勤務・休日勤務命令簿において、勤務者が超過勤務時間の変更申請等を行わず、所属においても一部管理が不十分であったことにより、超過勤務手当が過支給となっている事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）第27条及び職員等の旅費に関する規則（昭和41年和歌山県規則第122号）第3条に基づき、適正に取り扱うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）第3条第2項第5号に基づき、適正に取り扱うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

2 那賀振興局建設部

監査実施年月日 令和6年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処するとともに、河川敷地としての効用を喪失している場合は、公用廃止など処理方針を検討の上、適正な管理に努められたい。</p> <p>(2) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 河川修繕工事において、事務処理の遅延等により、河川敷に隣接する畑の作物に被害が生じ、損失に係る費用の負担が発生した事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 名手川の河川敷地の不法占用については、現状において河川敷地としての効用が喪失している。払下げ希望者が死去したため、相続人に払下げを希望するかどうか確認しているところである。</p> <p>(2) 収入調定票の決裁漏れについては、決裁時及び交付時に決裁の押印漏れが無い複数人で確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 今後は住民の方々からの要望等は記録簿を作成し、担当者以外の職員も管理できる体制を構築することで、適切に対応するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 紀北県税事務所

監査実施年月日 令和6年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 常時の資金前渡において、前渡資金出納簿を備えていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 今回の事例については、前渡資金出納簿以外の任意の出納簿で資金を管理していたものである。 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）及び和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）に基づき、適正な事務を行い、所定の様式による前渡資金出納簿をデータ管理の上、複数の職員により確認を行う体制に改めた。</p>

4 和歌山県岩出警察署

監査実施年月日 令和6年10月1日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 警察署員の安全運転への意識を更に高めるため、公用車を運転する際は、運転者のみならず、同乗者も降車誘導を行うなど、周囲及び後方の安全確認を徹底するよう継続指導するとともに、朝礼等において、事例を用いたの教育及び研修を行った。</p>

和歌山県監査公表第2号

令和6年12月13日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月25日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
 和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 伊都振興局地域づくり部

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 県税の窓口収納事務において、収納した現金とつり銭用資金の合計金額が1万円過多となる事案が発生した。 令和4年度には、同様の事務において1万円過少となる事案が発生しており、複数人による現金の確認に努めるなど一定の対策を講じたにもかかわらず、同様の事案が発生している状況であるため、公金の取扱いについて、組織として実効性のある再発防止策を講じられたい。</p>	<p>指摘事項 令和4年度に続き今年度においても本事案が発生したことを踏まえ、再発防止のため、所属職員のうち現金の取扱権限を有する職員を対象に、次の事項を再度徹底する研修を行った。 ア 現金の収受時は複数人で収受した金種と金額及びつり銭の額を読み上げて確認すること。 イ 現金の収納ごとに納付時刻と受付担当者を記録すること。 ウ つり銭用資金に変動があるごとに、つり銭用資金及び収納金額を確認すること。 エ 管理監督責任者は、業務開始時、昼休憩前及び業務終了時において、つり銭用資金及び収納金額を確認すること。 オ 現金を保管する手提げ金庫について、現金保管責任者と窓口担当者との間で必ず手渡しするとともに、業務終了後は直ちに金庫に保管し施錠すること。</p>

2 伊都振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 人事異動に伴う通勤届に基づく通勤認定情報が旅費システムで未反映の状態であり、未反映時に必要となる入力を怠ったまま旅行命令の申請を行ったため、通勤調整が行われず、780円が過支給となっていた。 当該職員から過支給分の返還を求めるとともに、所属職員に通勤認定情報が未反映となる際の申請方法について周知した。また、通勤届の変更が多くなる人事異動の時期に再度周知を行い、異動のあった職員に対しては別途、注意を行うとともに、決裁時に通勤認定情報の反映状況について特に注意して確認を行う。</p>

3 伊都振興局建設部

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 収入調定票兼収納状況一覧票(事後調定)において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 決裁権者は決裁書類に決裁漏れがないか注意し、起案者は決裁権者の決裁がなされていることを確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県農林大学校

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 修繕料において、一件として契約すべきものを根拠なく数件に分割して処理していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 契約手続については、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底し、確認体制を強化した。</p>

5 和歌山県立笠田高等学校

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 修繕料の契約保証金免除申請において、契約実績とならない期間のものを実績としている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 契約保証金免除申請に係る契約実績の確認を確実に言い、今後は適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立伊都中央高等学校

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費の支出において、旅行命令を重複して行い、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 過支給の旅費については、返納手続を行った。旅行命令簿と旅費計算書に相違がないか再確認するとともに、職員等の旅費に関する条例(昭和41年和歌山県条例第34号)等の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県橋本警察署

監査実施年月日 令和6年10月17日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 運転者のみならず、同乗者による安全確認の徹底を図るため、交通事故防止研修資料（文書、動画）を署員に閲覧させ、交通事故防止の意識高揚を図るとともに、公用車の同乗者が行う安全確認を項目化し、それを確実に実施させることとした。</p>

和歌山県監査公表第3号

令和6年12月13日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年2月25日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 玄 素 彰 人

和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

1 有田振興局地域づくり部

監査実施年月日 令和6年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 収入印紙類使用簿において、現物確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づく収入印紙類の現物の確認及び検印の実施を関係職員に周知徹底した。 (2) 通勤自家用自動車等認定距離等に変更が生じた場合の旅行命令簿の作成に係る留意事項を関係職員に周知徹底した。</p>

2 和歌山県立有田中央高等学校

監査実施年月日 令和6年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 資源廃棄物引取処分業務に係る単価契約について、資源廃棄物の売却収入から、処分費用が必要な廃棄物に係る委託料を控除し、収入調定していたので、総計予算主義の原則に則って適正に処理されたい。 (2) 資源廃棄物引取処分業務に係る単価契約について、資源廃棄物の売却収入に関する調達を実施したにもかかわらず、資源廃棄物の処分費用として委託料を支払う内容の契約書を交わしていたので、適正に処理されたい。 (3) 住居手当において、認定月を誤り過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 今後このようなことのないよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 (2) 今後このようなことのないよう、複数の職員で契約書の内容を確認し、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。 (3) 過支給の住居手当については返納手続を行った。今後は住居手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第4号）等の規定に基づき、適正な処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

3 和歌山県立たちばな支援学校

監査実施年月日 令和6年11月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関</p>	<p>注意事項 和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和</p>

への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

63年4月1日付け出第1号) 第52条関係1に基づき、支出負担行為の金額に変更が生じた場合においても出納機関への合議区分を確認した上で、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。